

訪問介護・総合事業（介護保険法第1号訪問事業）

富田ヘルパーステーション

< 2026年 6月 1日現在 >

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（倉敷市指定 第 3370207056 号）

重要事項説明書

訪問介護・総合事業重要事項説明書

<令和8年6月1日現在>

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	富田ケアセンター有限公司
代 表 者 名	山中 祥吉
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 〒713-8115 岡山県倉敷市玉島道口 2754-1 (電話) (086) 526- 5900 (FAX) (086) 522-2611

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	富田ヘルパーステーション
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 〒713-8115 岡山県倉敷市玉島道口 78-1 (電話) (086) 522-8770 (FAX) (086) 436-1990
事 業 所 指 定 番 号	倉敷市指定 第 3370207056 号
管 理 者 の 氏 名	南田 陽子

(2) 事業所の職員体制

従 業 者 の 職 種	人数（人）	区分	
		常勤（人）	非常勤（人）
管理者	1 人	1 人	
サービス提供責任者 (利用者数が 40 又はその端数を増すごとに)	1 人以上	1 人以上	
訪問介護員	1 人以上	1 人以上	
事務職員等			

(3) 職員の勤務体制

従 業 者 の 職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
訪 問 介 護 員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤・非常勤で勤務

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	倉敷市・浅口市・総社市・矢掛町・里庄町
---------	---------------------

＊上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
月～土曜日	８：３０～１７：３０

営業しない日	日曜日
--------	-----

(6) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

3 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金は、「介護保険負担割合証」の負担割合額がご利用者の負担額となります。ご利用者の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【訪問介護の料金表】

1 身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上の 場合
	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円に所要時間 1 時間から計算して 30 分を増すごとに 820 円加算します。
2 生活援助	20分以上45分未満		45分以上	
	1,790 円		2,220 円	

* 身体介護及び生活援助が混在する場合は身体介護中心型の単位数に生活援助が 20 分以上で 650 円、45 分～70 分で 1,300 円、70 分以上で 1,950 円を加算します。

夜間(午後6時から午後10時)・早朝(午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回つき25%加算します。
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

※特定事業所加算Ⅱ(10%) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ(28.7%)

初回加算(2,000 円 1 回のみ) 以上を基本報酬に加算して算定させていただきます。

・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

【総合事業の料金表】

	1月につき(月額定額制)
	費用
週1回程度の利用	11,760 円
週2回程度の利用	23,490 円
上記の回数を超える利用	37,270 円

※週2回程度を超える利用は要支援2の方に限定。

※訪問型サービス費については、1月あたりの料金ですので、時間割増等はありません。

※特定事業所加算Ⅱ(10%) 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ(28.7%)

初回加算(2,000 円 1 回のみ) 以上を基本報酬に加算して算定させていただきます。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、金額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。

・利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、ご利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

（２）交通費

2の（４）の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。自動車（事業の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき40円）・タクシー料金・公共交通機関の料金

（３）その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

（４）キャンセル料

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、ご利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日に連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	キャンセル料が必要となります。 （１）キャンセル料 1回あたり500円の自己負担になります。 （２）入院等やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

（５）利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに現金払いもしくは下記口座にお振り込みをお願いいたします。ただし、振り込み手数料は利用者様のご負担といたします。

・玉島信用金庫 富田支店

口座番号 普通預金 72216 富田ケアセンター有限会社

・中国銀行 倉敷駅前支店

口座番号 普通預金 2062573 富田ケアセンター有限会社

*入金確認後、領収書を発行します

4 事業所の特色等

(1) 事業所の目的

富田ケアセンター有限会社が開設する富田ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問事業（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び介護保険法に基づく第1号訪問事業を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

1 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。

2 事業所の介護保険法第1号訪問事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行います。

3 訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(3) その他

事項	内容
訪問介護計画書の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、ご利用者様の直面している課題等を評価し、ご利用者様の希望を踏まえて訪問介護計画書を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して、ご利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回以上、従業員の資質向上のための研修を行っています。

（４）虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- １ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	サービス提供責任者	南田陽子
虐待防止に関する責任者	管理者	南田陽子

- ２ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

- ３ 虐待防止のための指針の整備をしています。

- ４ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修（年１回以上）を実施しています。

- ５ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（５）業務継続計画の策定等

- １ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ２ 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- ３ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（６）衛生管理等

- １ 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- ２ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- ３ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(7) 身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また身体拘束等に係る記録は完結の日より5年間保管します。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所苦情相談窓口（月～土） 利用時間 8：30～17：30	富田ケアセンター 窓口責任者 南田 陽子 連絡先 電話（086）522-8770
行政機関苦情相談窓口（月～金）祝日及び 12/29～1/3を除く 利用時間 8：30～17：15	倉敷市介護保健課 倉敷市西中新田 640 連絡先 電話（086）426-3343 浅口市高齢者支援課 浅口市保健福祉セ ンター内 浅口市鴨方町 2244-26 連絡先 電話（0865）44-7113 矢掛町福祉介護課 小田郡矢掛町矢掛 3018 連絡先 電話（0866）82-1026 里庄町健康福祉課 浅口郡里庄町里見 1107-2 連絡先 電話（0865）64-7211 総社市長寿介護課 総社市中央 1-1-1 連絡先（0866）92-8369 岡山県国民健康保険団体連合会 岡山市北区桑田町 17 番 5 号 連絡先 電話（086）223-8811
利用時間 8:30～17:00 （月～金） 祝日及び 12/29～1/3を除く	

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価実施の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 ・ 無

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先、居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏 名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号	

7 担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は _____ ですが、やむを得ない事由で変更する場合は事前に連絡します。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

富田ケアセンター有限公司
富田ヘルパーステーション

説明者

職 名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け、訪問介護及び介護保険法第1号訪問事業の提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代筆者 住所 _____

氏名 _____ 続柄 ()